

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け変更に伴う
令和5年5月8日以降のサービスの取扱い

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け変更に伴い、これまで、「職務専念義務の免除」としてきた以下の場合について、令和5年5月8日以降は年次有給休暇等による対応とする。

- ・職員又はその親族等が新型コロナウイルスに感染、又は感染の疑いがあると診断された場合
- ・職員又はその親族等が濃厚接触者に指定された場合
- ・職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ・ワクチン接種に要する時間及びワクチン接種に伴う副反応